「地域子供の未来応援交付金」の拡充（新たな事業の創設）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援する「地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）」を拡充し、新たな事業を設ける。

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

※ 令和4年度予算案 3億円

(1) 実態調査・計画策定

・補助率：1／2
・補助基準額（事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

・貧困の状況にある子供等の実態把握
・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

(2) 子供等支援事業

・補助率：1／2
・補助基準額：最高1,500万（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

・コーディネーター事業
・アウトリーチ支援　等

②連携体制の整備

・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

(3)つながりの場づくり緊急支援事業

・補助率：3／4
・補助基準額：事業当たり最高250万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

※ ア　子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
イ　学習教室など子供に学習機会を提供する事業
ウ　相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
エ　その他上記に類する事業

※ 令和3年度補正予算 20億円

(4)新たな連携による つながりの場づくり緊急支援事業

・補助率：10／10
・補助基準額：事業当たり最高250万円

地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

※ ア　NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
イ　新たな居場所を新設する事業
（例：既存の居場所と違う地域に新設）
ウ　新たな取組を実施する事業
（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

・自治体による委託事業
・事業の実施により、自治体とNPO等との間で 新たな連携が生じるもの。

リスクコミュニケーション実施経費（内閣府食品安全委員会事務局）

４年度概算決定額　２４百万円
（３年度予算額　24百万円）

事業概要・目的

○　食品安全基本法第１３条及び第２３条第１項第７号に基づき、食品健康影響評価（リスク評価）結果等について国民への丁寧な説明、情報発信、また関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を企画・実施することにより、国民の理解を深めます。

○　リスクコミュニケーションの実施のため、意見交換会の開催や広報誌の発行、また国内外における食品の安全性確保の取組を紹介するシンポジウムの開催等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行うとともに、その意見の把握を効率的・効果的に行います。

事業イメージ・具体例

○意見交換会関係
　食品の安全性確保の取組に係る意見交換会等を開催します。
○普及啓発関係
　広報誌やパンフレットの作成を行います。
○食品安全に関するリスクコミュニケーションの強化
　国内外における食品の安全性確保の取組に係るシンポジウムの開催等を行います。
○子どもを中心とした普及啓発・情報発信
　食品安全に関する科学的な知識の普及のため、教育関係者に対する研修を開催します。
○食品安全に関する情報発信の強化
　我が国のリスク分析や食品健康影響評価の仕組み、食品安全委員会が収集した情報等を発信します。
○食品安全に関する動画コンテンツの作成
　食品安全の知識を普及するため、動画コンテンツを作成します。
○公衆衛生の基礎知識の普及啓発の強化
　公衆衛生の基礎知識の一つとして、食品安全の科学的な基礎知識の普及啓発を強化します。

資金の流れ

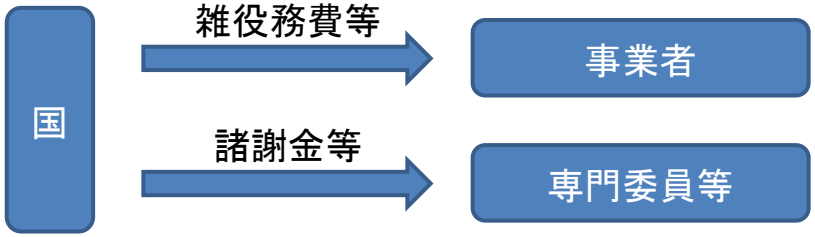

期待される効果

○食品のリスク評価結果等について、国民の理解を深めるとともに、国民の意見を把握します。

○国民の食品のリスクに関する科学的情報の正確な理解により健康被害を防止します。

食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和４年度予算案額　41百万円（令和３年度予算額　45百万円）　［食品ロス削減推進調査経費］

令和４年度予算案額　1.4百万円（令和３年度予算額　1.4百万円）　［食品ロス削減推進会議］

事業概要・目的・必要性

○「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要です。

○このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進します。

○また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施します。

事業イメージ

○消費者等への普及啓発のための人材育成等

・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供します。

・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行います。

○食品ロスの削減に関する取組状況の調査

・消費者の食品ロスに対する意識や効果的な削減方法の工夫、消費者と事業者の連携状況、先進的な取組についての調査を行います。

○先進的な事例や優良事例等の全国的な展開

・「食品ロス削減推進大賞」を実施し、優れた取組を表彰します。

・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援します。

○諸外国における制度等の調査

・海外における食品ロス削減に関する消費者等への先進的な普及啓発事例、外食時の持ち帰りにかかる制度等に関する調査を行います。

○食品ロス削減推進会議の開催

・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行います。

資金の流れ

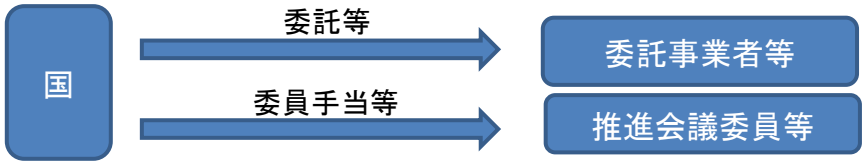

期待される効果

○全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進します。

○事業系食品ロス、家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減します。

消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和４年度予算案額　６３百万円
（令和３年度予算額　４２百万円）

事業概要・目的・必要性

〇消費者基本計画（令和２年３月31日閣議決定）では、食品安全基本法等に基づく食品安全の確保に関する諸施策を推進し、食品安全に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進するとされています。

〇本年４月13日に開催された「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」においては「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定され、２年程度後のALPS処理水の海洋放出開始に向けた準備が進められることとなりました。風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成に関する取組を集中的に実施する必要があります。

〇このため、これまで行ってきた食品中の放射性物質等をテーマとした意見交換会の取組を更に強化するとともに、地方公共団体等の多様な主体によるリスクコミュニケーションの取組を推進する体制を整備します。

事業イメージ・具体例

〇意見交換会の開催（拡充）
　食品安全の確保に関する施策等について消費者の理解増進を図るため、食品中の放射性物質及び食品安全に関する様々なテーマについて、関係府省が連携又は消費者庁単独で、意見交換会等を開催します。

〇多様な主体によるリスクコミュニケーションの推進体制の整備
　地方公共団体や事業者団体等の多様な主体による食品安全に関する取組を推進するとともに、こうした取組で活用可能な使いやすいコンテンツの作成・周知等を実施します。

資金の流れ

国 → 請負等 → 民間事業者等

期待される効果

〇科学的根拠のない情報による消費者の不安を払拭します。
〇正確な情報に基づき自身の判断により適切な消費行動をとる消費者が増加します。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R4予算額(案):18百万円

○　農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。

○　子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。

○　特に今年度は、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。

○　課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

小学校
中学校
高等学校

学校教育活動　社会教育活動

オンライン交流　・農林漁業体験・宿泊体験活動

◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
◆対面での交流効果向上を実現
◆コーディネート機能の活用
◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
◆課題解決に向けた研究と実践

農山
漁村

■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金　・研修・会議に要する経費　・関係団体との調整に要する経費　・外部研修受講に係る受講料、旅費　・印刷製本費　等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費 （調整費、運営費、謝金、特産品の交換） 等	・左記のほか、 受入体制の整備に係る経費 等

食育の海外展開

令和3年度予算額：81百万円の内数
令和4年度概算決定額：78百万円の内数

- ➢海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- ➢映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介

にぽにか
美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。
在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。

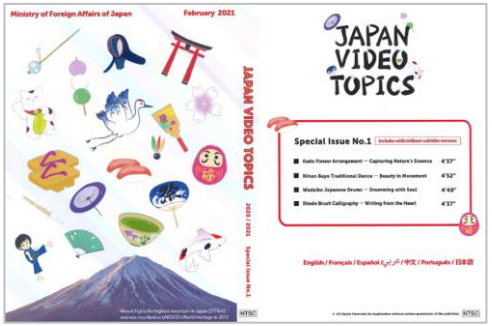

過去の作品例

美味しく食べきる! ～食料廃棄に挑む最新技術～

寒天～伝統のヘルシーフード～

食育～食を通じた学び～

ジャパン・ビデオ・トピックス
日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和4年度予算額（案）　75百万円
（前年度予算額　75百万円）

文部科学省

背景・課題

○約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
○地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
○不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約20万件)のリスク増

①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
②家庭教育支援チームにおいて、３～４割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

骨太の方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

・児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう（略）**子供や家庭の支援体制を充実強化**する。
・（孤独・孤立対策）**アウトリーチ型支援体制の構築**（略）**の取組を推進**する。

事業内容

家庭教育支援に関する推進体制の構築

＜主な内容＞

●家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進

●家庭教育支援員等の配置
・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化

●「家庭教育支援チーム」の組織化
・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

家庭教育支援に関する取組の実施

＜主な内容＞

●保護者への学習機会の効果的な提供
・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供

●親子参加型行事の実施
・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

●家庭教育に関する情報提供や相談対応
・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）（児童虐待防止等）

●家庭教育支援員等に対する研修
・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施

●保護者に寄り添うアウトリーチ型支援
・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

● 事業開始：平成27年度～

＜子育て家庭＞

家庭教育支援チーム

家庭教育支援員
・元教員
・子育て経験者
・民生・児童委員 等

学びの場や情報の提供等 → **家庭教育・子育てに関心がある家庭**

アウトリーチ型支援 → **不安や悩みを抱える家庭**

専門的な機関（児童相談所など）による対応 → **専門的な対応が必要な家庭**

アウトプット（活動目標）

・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

初期（令和６年頃）
支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。

中期（令和８年頃）
全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。

長期（令和14年頃）
全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R2:28.1%）

インパクト（国民・社会への影響）

・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
・ 保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備）について

1　概要

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な施設整備の実施に当たり、その実施に要する経費の一部を「学校施設環境改善交付金」として交付

2　根拠法令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第１２条

3　交付対象事業者

地方公共団体（都道府県、市町村＜一部事務組合を含む＞）

4　交付対象事業

義務教育諸学校におけるドライシステムに対応した学校給食施設（単独校調理場、共同調理場）の新増築又は改築事業

※共同調理場：２以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（学校給食法第6条）

5　交付金の算定方法

算定式	主な事業細目	附帯施設	基本算定割合	事務費
交付対象経費（①, ②のいずれか低い額）＋事務費 ①配分基礎額×算定割合 （配分基礎額＝延床面積（基準面積を限度とする。）×建築単価＋附帯施設の基準金額） ②事業に要する経費×算定割合	・調理場施設（基本） ・炊飯給食施設 ※新規整備に限る。 ・アレルギー対策室	・一般 （かま、食器洗浄機、野菜裁断機等） ・炊飯 （炊飯機、洗米機等） ※新規整備に限る。 ・厨芥処理機（共のみ） ※新規整備に限る。 ・自家発電機（共のみ） ※新規整備に限る。 ・廃水処理施設（共のみ）	新増築 1/2 改築 1/3	交付対象経費の 1/100

ドライシステムとは・・・

調理機器から床に水を落とさない構造とすることで、床を常に乾いた状態とし、調理場内の湿気を少なくすることで細菌の繁殖を防止するとともに、水はねによる二次感染を防止するシステムをいう。

◆ドライシステムとウエットシステム（湿式）の主な比較

	ドライシステム	ウエットシステム
床の状態	常に乾いている	濡れている
床の傾斜	平坦	排水のための傾斜あり
清掃方法	掃き取り、拭き取り	水まきによる清掃
湿　　気	少ない	多い

ウェット式の調理場

ドライ化した調理場

学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等

令和4年度予算額（案）　0.3億円
（前年度予算額　0.4億円）

文部科学省

現状・課題

・第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）においては、社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、引き続き、学校における食育を推進するため、栄養教諭の一層の配置を促すとともに、学校の中で、食品ロス（SDGs）、伝統的食文化、減塩、体験活動、デジタル等に対応した給食・食育が求められている。

・食育における「生きた教材」である学校給食は安心・安全であることが大前提であり、より一層の衛生管理の徹底を図ることが必要。

取組① 給食・食育における様々な要望・課題への対応

目的

第4次食育推進基本計画で記載されている以下のような学校給食・食育に関する要望・課題に対し、栄養教諭が中核となり、家庭・地域と連携しながら取り組んでいる事例を全国から取集するとともに、実施したことによる効果検証や傾向・課題等を分析する調査研究を行い、全国に周知することで、児童生徒の食に関する自己管理能力の育成を図る。（委託先：民間シンクタンク等、委託箇所数：１か所）

イメージ

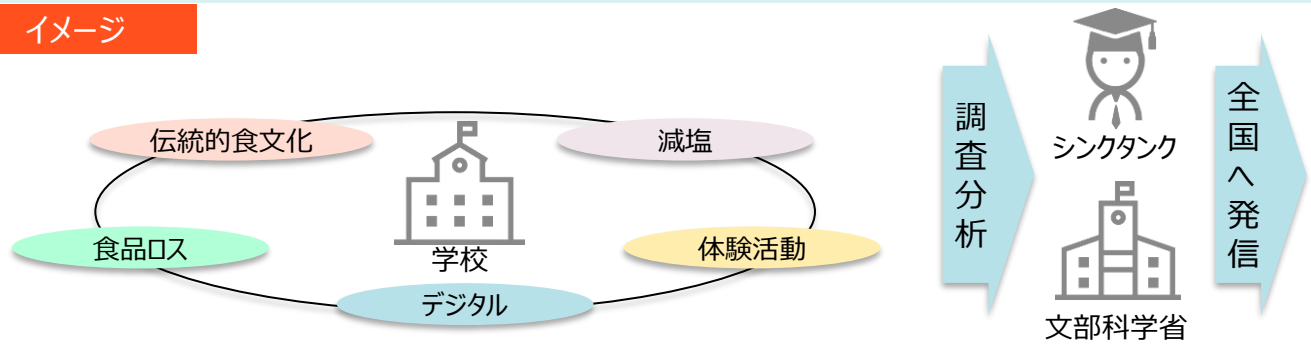

日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと等につなげる。

取組②　衛生管理の調査・徹底指導等

文部科学省が各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して指導者養成講習会を開催し、指導者の資質向上を図る。これを受け、各都道府県は指導者による衛生管理に関する調査・指導を実施し、その結果を文部科学省に報告するとともに、調査・指導結果を域内に展開し、徹底された衛生管理を実現する。

成果

・子供のうちに健全な食生活を確立することで、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となることにつなげる。

・学校給食の衛生管理の改善・充実を図り、児童生徒の健康の一層の保持・増進を図る。

学校給食地場産物使用促進事業

令和4年度予算額（案）　0.5億円
（前年度予算額　0.5億円）

文部科学省

背景	**学校給食における地場産物の活用**は、①**子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解**を深めたり、②**生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱く**ことができるなど、**教育的意義**を有するものである。政府の食育推進基本計画においては、第1次から第3次計画（平成18～令和2年度の15年間）及び第4次計画（令和3～7年度）にわたり学校給食における地場産物の使用を掲げているが、以下の課題から使用率を高めるのが困難な地域も多い。
課題	学校給食に必要な量や規格、集荷・納入に係るミスマッチの未解決等

課題解決のための事業概要

学校給食における地場産物の使用に当たっての課題解決支援として、学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要となる経費や、行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会等の開催に必要となる経費、学校で地場産物に係る指導を行うために必要となる生産者側の人材派遣等の経費等を支援
（対象校種：公立義務教育諸学校、実施主体：地方公共団体、箇所数：28、補助率：1/3）

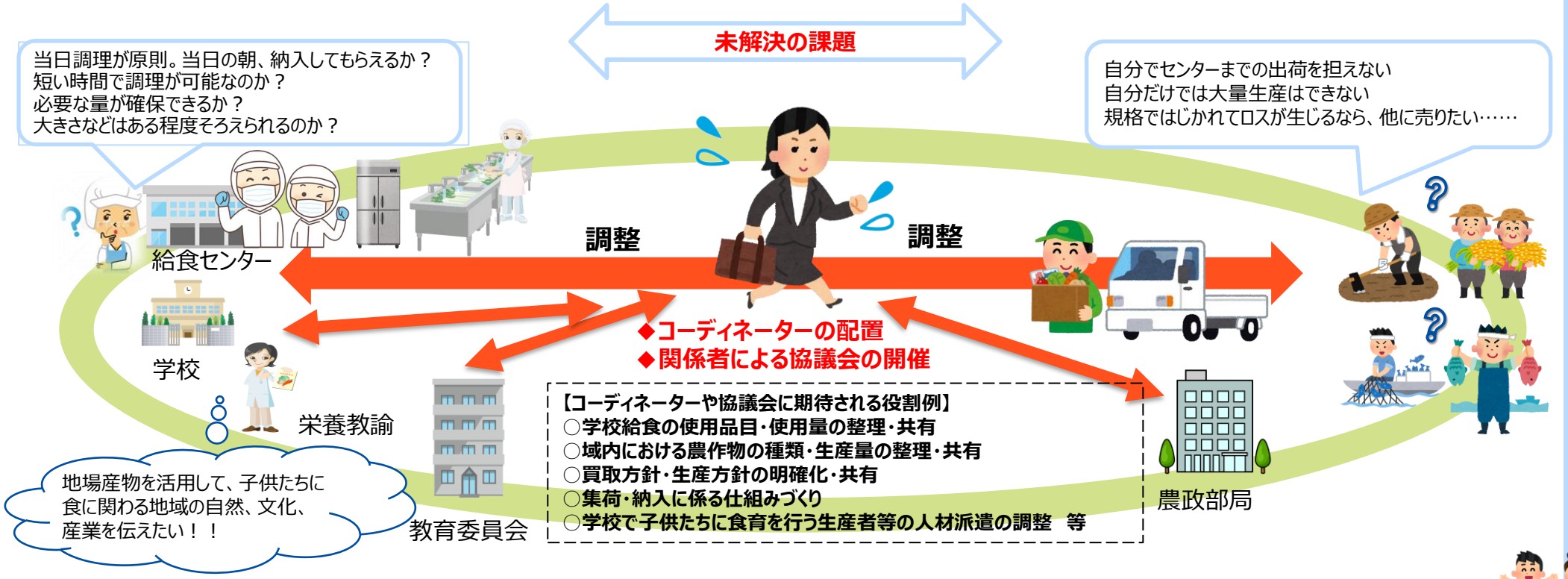

成果

- **学校給食における地場産物の使用を促進するための補助を行い、都道府県・全国における地場産物使用率の上昇につなげる。**
- **学校給食における地場産物等の安定的な生産・供給体制を構築するとともに、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進につなげる。**

伝統文化親子教室事業

令和4年度予算額（案）　1,489百万円
（前年度予算額　1,443百万円）

背景・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
文化財保護法改正により、茶道、華道、書道等の生活文化についても、無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

事業内容

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験等ができる機会を設ける事業を支援

1．教室実施型　1,106百万円（1,106百万円）

・実　施　主　体　：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
・支 援 事 業 数：約3,800教室
・事業開始年度　：平成26年度

3．地域展開型　95百万円（95百万円）

・実　施　主　体　：地方公共団体
・支 援 事 業 数　：40地域
・事業開始年度　：平成30年度

連携

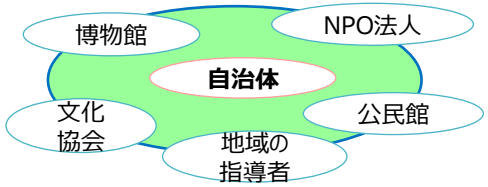

2．統括実施型　197百万円　（150百万円）【拡充】

・実　施　主　体　：統括団体等
・支 援 事 業 数：15団体
・事業開始年度　：令和３年度

○審査経費等　91百万円（92百万円）

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う

出会いの機会の提供

地域展開型
（地方公共団体主導による体験機会の提供）

→

修得機会の提供

教室実施型・統括実施型
（修得機会の提供・地域偏在の解消）

→

伝統文化等の確実な継承
子供たちの豊かな人間性の涵養

国 民 文 化 祭

令和4年度予算額（案）　259百万円
（前年度予算額　274百万円）

背景・課題

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表，共演，交流する場を提供するとともに，地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ，文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能，合唱，吹奏楽，オーケストラ，演劇，舞踊，邦楽，文芸，美術及び茶道，華道などの生活文化等の分野ごとに，県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により，多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動，地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※　天皇陛下４大行幸啓の１つ。

令和元年度 新潟県、令和2年度 宮崎県（令和3年度へ延期）、令和3年度 和歌山県

令和4年度　沖縄大会　令和4年10月22日（土）～11月27日(日)

令和5年度　石川県、令和6年度　岐阜県

開会式（国民文化祭・わかやま２０２１）

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
・分野別フェスティバルの開催　23件 ・地域文化を活かした芸術公演・発表・展示　85件	・発表機会，鑑賞機会確保 ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘 ・特色ある地域文化の全国発信 ・地域の文化財の積極的活用	・県内の文化活動の活発化，裾野拡大 ・地域の文化団体等のレベルアップ，活性化 ・都道府県の知名度・イメージの向上 ・地域経済活性化・観光集客の向上

厚生労働省における食育関連主要事業について

食育推進基本計画
第３　食育の総合的な促進に関する事項

１．　家庭における食育の推進

２．　学校、保育所等における食育の推進

３．　地域における食育の推進

４．　食育推進運動の展開

５．　生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

６．　食文化の継承のための活動への支援等

７．　食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

→ ・成育基本法を踏まえた「健やか親子21」による母子保健活動の推進

→ ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進

・ 8020運動・口腔保健推進事業

・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

→ ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【令和4年度予算額（案） 34百万円】
（令和3年度予算額 34百万円）

〇21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】	【基盤課題B】	【基盤課題C】	【重点課題①】	【重点課題②】
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	妊娠期からの児童虐待防止対策

連携と協働

医療機関
研究機関
企業
NPO
学校
住　民（親　子）
地方公共団体
健やか親子21推進協議会
国（厚生労働省、文部科学省等）

モニタリングの構築

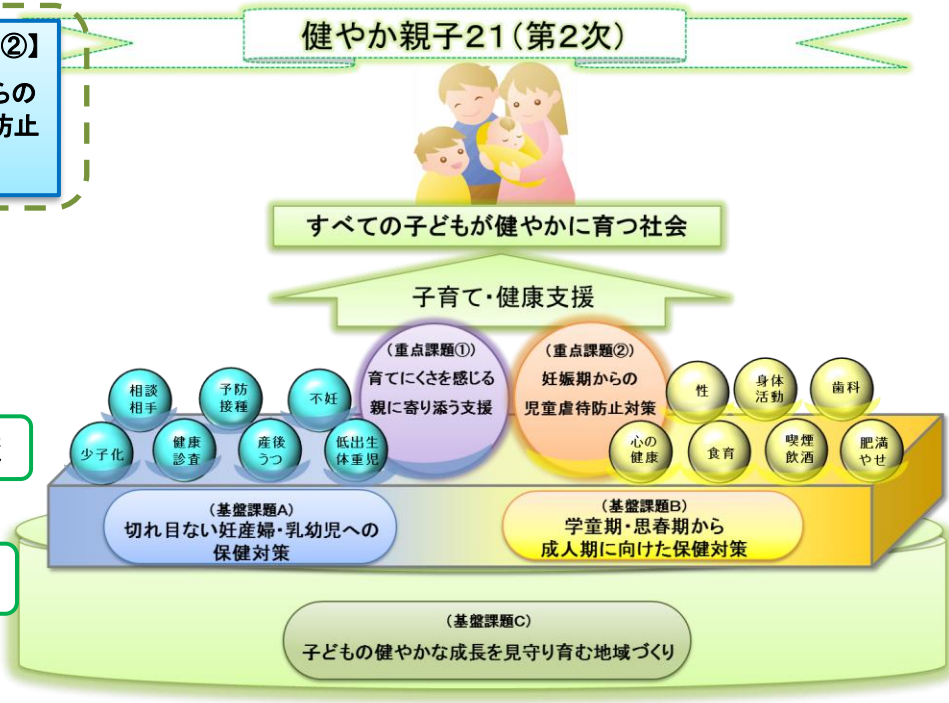

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
※　2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念
- 成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- 多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- 居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- 成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年１回）

○成育医療等基本方針の策定と評価
※閣議決定により策定し、公表する。
※少なくとも６年ごとに見直す

○基本的施策
- 成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- 成育過程にある者等に対する保健
- 成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- 記録の収集等に関する体制の整備等
  例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
  成育過程にある者が死亡した場合における
  その死亡の原因に関する情報
- 調査研究

○成育医療等協議会の設置
※厚生労働省に設置
※委員は厚生労働大臣が任命
※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

令和元年12月1日

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条　国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育**（食育を含む。）**並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条　都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他**政令で定める計画**を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

２・３　（略）

⇒　政令で定める計画に、 **食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画**が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和4年度予算額（案）　775百万円】
（令和3年度予算額　924百万円）

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21（第二次）推進費　〈166百万円（167百万円）〉
- 健康日本21（第二次）分析評価事業　〈38百万円（38百万円）〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費　〈218百万円（313百万円）〉
- 食事摂取基準関連経費等　〈10百万円（10百万円）〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上　〈99百万円（102百万円）〉
- 糖尿病予防戦略事業　〈37百万円（37百万円）〉

□ 栄養サミット2020を契機とした食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業〈55百万円（新規）〉
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業　〈47百万円（47百万円）〉

健康日本２１（第二次）推進費

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ
＜スマート・ライフ・プロジェクト＞

○背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。

○目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞

厚 生 労 働 省

＜健康寿命をのばそう！アワード表彰式＞

○企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
○社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
○大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
○「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
○「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ

企業・団体
自治体

・メディア
・外食産業

・フィットネスクラブ
・食品会社
等

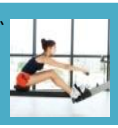

社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発　→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業

令和４年度予算額(案)：55百万円（新規）

【背景】

〇活力ある「人生100年時代」の実現に向けた健康寿命の延伸のため、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務。

〇食環境づくりに関する近年の国際的な議論では、健康面・環境面の両方を考慮した対策が必要とされている中、事業者・消費者とも行動変容が重要となるが、こうしたことの社会認知はまだ決して高くないと推測される。

（事業者について）

〇「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」で取りまとめた方向性等を踏まえ、健康的で持続可能な食環境づくりを行うための産学官等連携体制を構築し、取組を本格始動することとしている。

〇この取組の着実な推進に向けて、令和４年度も引き続き本体制を運営しつつ、多くの事業者から参画を得るための普及啓発等を行う必要がある。

（消費者について）

〇個人の健康関心度等は多様である中、健康的で持続可能な栄養・食生活の重要性や実践方法について、個人の関心度に応じた普及啓発が必要となるが、効果的な手法は開発されていない。

【主な事業内容】

〇令和３年度に引き続き、健康的で持続可能な食環境づくりを行うための産学官等連携体制を運営するとともに、**より多くの事業者の参画を得るための普及啓発・広報戦略**を作成し、実施する。

〇健康的で持続可能な栄養・食生活の実践に向け、**主なライフステージの消費者への普及啓発手法やツールの検討・効果評価**を行う※。

※　本食環境づくりに参画する流通事業者の店舗での検証や、効果的なメディアミックスの検討など

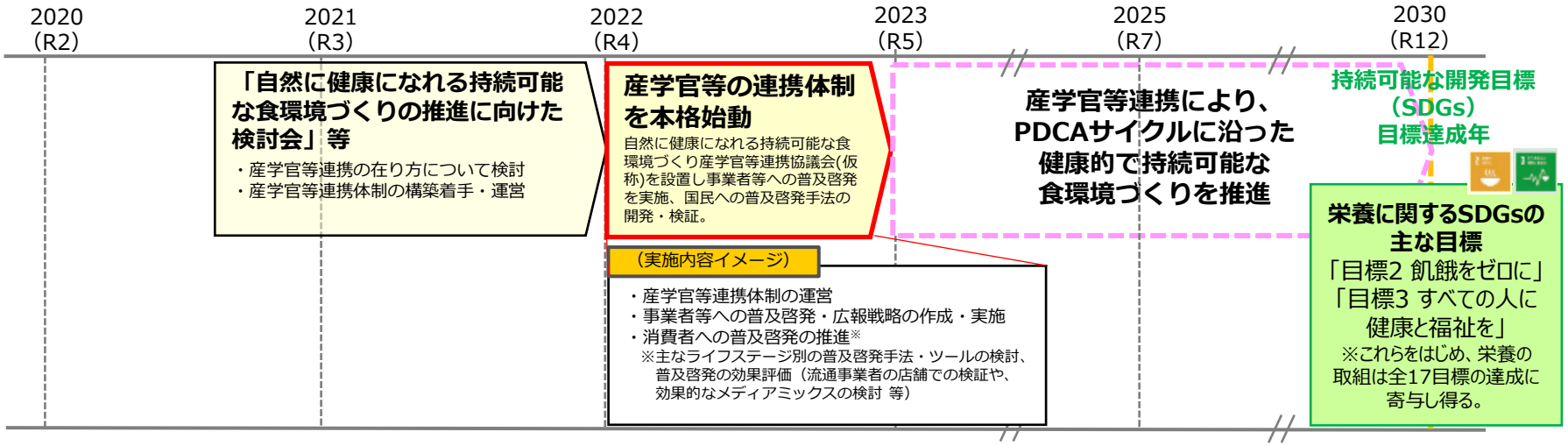

8020運動・口腔保健推進事業

令和４年度予算案　811百万円
（令和３年度予算　731百万円）

○　歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価報告書（平成30年９月）において、地域格差や社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
○　基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%（2022年度目標：50%）、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標：90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
○　また、健康寿命延伸プラン（令和元年5月29日公表）において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1．　8020運動推進特別事業　100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

（補助対象：都道府県
補助率：定額）

1）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
2）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
　ア　歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
　イ　歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
　ウ　その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2．都道府県等口腔保健推進事業　706,553千円（629,497千円）

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。
また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。　［補助率：1／2］

1）口腔保健支援センター設置推進事業
2）歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
3）調査研究事業
　・歯科口腔保健調査研究事業
　・多職種連携等調査研究事業
（1）～3）の補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区）
4）口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業
　①歯科疾患予防事業　**【拡充】**
　②食育推進等口腔機能維持向上事業　**【拡充】**
　③歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業　**【拡充】**
　④歯科口腔保健推進体制強化事業　**【拡充】**
※4）の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整

3．歯科口腔保健支援事業　【拡充】　3,572千円（1,021千円）

1）地方公共団体、住民（国民）等に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
　・食育関係等各種イベントでの情報提供、セミナーの開催　等

2）8020運動の成果等を踏まえた、次期国民歯科保健運動の展開
　①　次期国民歯科保健運動の展開に向けた取組の実施　（委託事業）
　・　マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施及び歯科口腔保健の推進に資する親しみ易いキャッチフレーズの提案
　・　より多くの関係機関等と連携した面的かつ効果的な普及啓発の実施及び歯科口腔保健の推進のための基本的な方針や目標・計画等の広く国民へ分かりやすい情報提供　等
　②　次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に関する検討
　・　歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

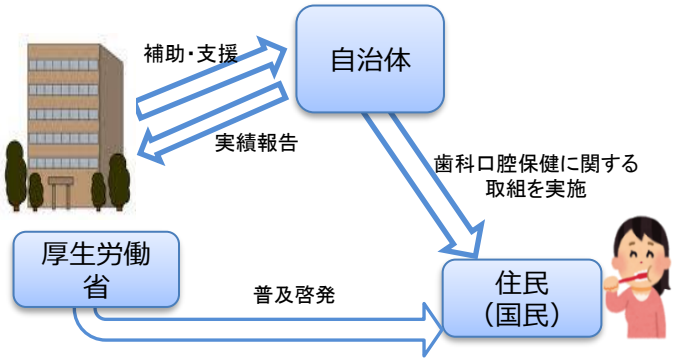

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目　的

○　ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

○　①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

①　基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
②　学習習慣の定着等の学習支援
③　食事の提供

《②：東京都世田谷区》

《②：東京都江戸川区》

《③：北九州市》

実施体制・実施方法

○　地域の学生や教員ＯＢ等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。

○　食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
（食材費は、実費徴収可）

○　支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
【令和４年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業(160億円)の内数
【R1実績（延べ利用人数）】285,370人

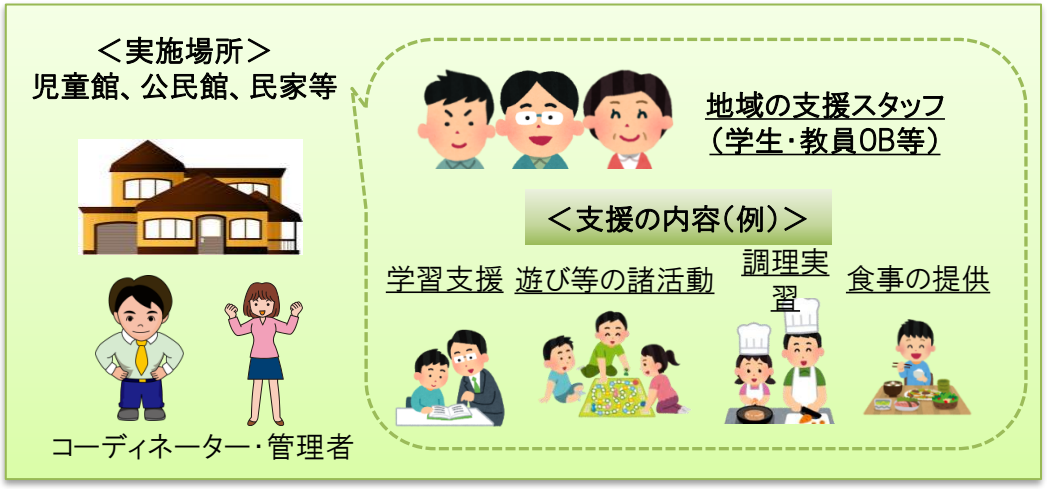

■ リスクコミュニケーションの主な取組

意見交換会等

・食品中の放射性物質
・輸入食品の安全性確保
・ゲノム編集応用食品　など
をテーマに意見交換会を開催

ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html

Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter：
https://twitter.com/MHLWitter
食品安全情報Twitter：
https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットを作成

各自治体の協力のもと、意見交換会の開催やリーフレットの配布を行っている

消費・安全対策交付金のうち

地域での食育の推進

【令和４年度予算概算決定額　消費・安全対策交付金　2,041（2,210）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

第４次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**多世代交流や共食の場の提供等に関する取組**、食育推進基本計画の重点事項である**デジタル化に対応した食育**を**優先的に支援**します。

＜政策目標＞

食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

【共通】多世代交流、共食の場の提供等に関する取組、オンラインやデジタル媒体の活用した食育を優先的に支援します。

１．食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

２．農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

３．地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、共食の場の提供を支援します。

子ども食堂など既存の共食の場における食育の取組を支援します。

４．学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

５．環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。

６．食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

７．地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 交付（定額） → 都道府県 → 1/2以内 → 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

＜事業イメージ＞

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

地域における共食の場の提供

地域食文化の継承

・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和７年度)を目指す

［お問い合わせ先］消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

食育活動の全国展開事業

【令和４年度予算概算決定額　67（71）百万円】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に基づき食育推進全国大会の開催や、デジタルを活用した食育を促進するための取組等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育に関心を持っている国民の割合90%以上（第４次食育推進基本計画［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

第4次食育推進基本計画に基づき、着実に食育を推進します。

１．食育に関する調査、食育推進全国大会、食育活動の好事例収集・広報　50（54）百万円

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図るとともに、食育の推進状況を把握するための意識調査により、国民のニーズや特性を分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。

２．デジタルを活用した新たな食育の展開　8（8）百万円

「新たな日常」や社会のデジタル化に対応するため、民間企業や農業者等が参加する全国食育推進ネットワークにおける動画発信を強化します。また、オンライン併用のセミナー等を年4回程度開催し、デジタルを活用した食育の推進を行います。

３．フードガイド（食事バランスガイド）の見直し　9（9）百万円

「日本人の食事摂取基準（2020年度版）」の策定等を踏まえ、「フードガイド（現行は食事バランスガイド）」について引き続き見直しを進めるとともに、同ガイドを活用し、健全な食生活の実践を促すための普及・啓発ツールについても検討を行います。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

食育推進全国大会 食育活動表彰

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育に関する調査・分析、事例収集

- 事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに食育を実践している方々への情報提供
- 食育に関心が低い層に訴求できるよう、SDGsも踏まえ、SNSの活用、情報発信や食育推進主体の連携促進

デジタルを活用した新たな食育

- 食育関係者によるデジタルを活用した情報発信等を促進
- 全国食育推進ネットワークで食育動画ライブラリーを公開

フードガイドの見直し・普及

- 栄養関係者等による検討会を実施し、フードガイドを見直し

［お問い合わせ先］消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）

43　ニッポンフードシフト総合推進事業

【令和４年度予算概算決定額　100（114）百万円】

＜対策のポイント＞

食と環境を支える農業・農村への国民の理解と共感・支持を得るため、**輸出拡大実行戦略、みどりの食料システム戦略、食と農のつながりの深化の３点を重点事項**として、**メディア・SNS等を活用したストーリー性のある情報発信を展開**するとともに、**首都圏・地方におけるシンポジウム・フェアを開催**します。

＜事業目標＞

○　食料自給率の向上（供給熱量ベース45%、生産額ベース75%［令和12年度まで］）
○　食料国産率の向上（供給熱量ベース53%、生産額ベース79%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．情報発信

農林漁業者による地域の多様な取組や地域の食と農業の魅力について、Z世代を重点ターゲットとして、**メディア・SNS等を活用した情報発信**を展開します。

2．首都圏・地方におけるシンポジウム・フェア

全国の農林漁業者の意欲的な取組、全国各地の農林水産物の価値・魅力の認知拡大・理解醸成等に向けて、**首都圏でシンポジウム・フェアを開催**します。

地域の農業・農村の価値や農林水産物の価値・魅力の再発見、地域の課題解決に向けた取組を促進するために、**地方でシンポジウム・フェアを開催**します。

食と農に関わる諸課題と本取組の重点事項

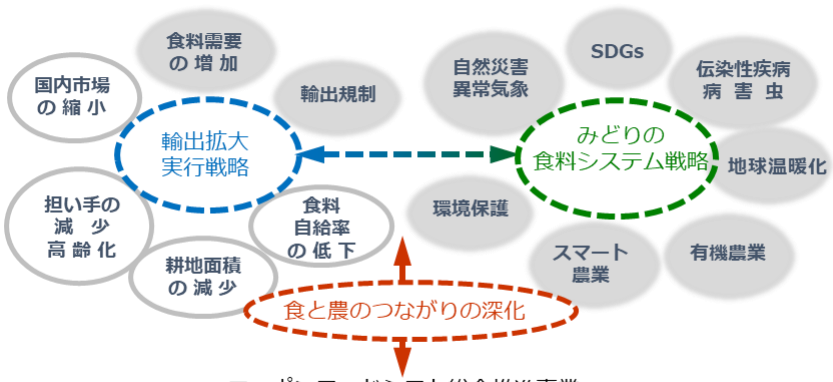

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

ニッポンフードシフト総合推進事業

食から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT　食から日本を考える。ニッポン フード シフト

事業全体の方向性を表現したロゴマーク

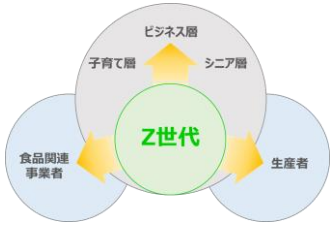

Ｚ世代を重点ターゲットとし、国民全体の理解醸成・行動変容を目指す

1　情報発信

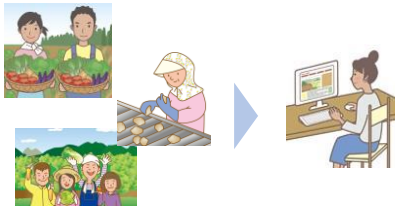

農林漁業者による多様な取組　　メディア・SNS等を活用して発信

2　首都圏・地方におけるシンポジウム・フェア

オンラインも組み合わせて、首都圏・地方において様々な体験を提供

農業・農村への国民の理解の醸成、食料自給率の向上と食料安全保障の確立

［お問い合わせ先］大臣官房政策課食料安全保障室（03-6744-2395）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

バイオマス地産地消対策

【令和４年度予算概算決定額　837（－）百万円の内数】
（令和３年度補正予算額 2,518百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用した**エネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備**を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、**液肥散布車の導入**や**バイオ液肥の散布実証のための取組**を支援する。

＜事業の内容＞

1．地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、

① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）
② バイオマス利活用施設整備
③ 効果促進対策

を支援する。

2．バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援する。

3．バイオ液肥の利用促進

① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］ 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

36　食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

【令和４年度予算概算決定額　162（97）百万円】

＜対策のポイント＞

フードバンク活動等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業における**プラスチック資源循環の取組**を支援します。

＜政策目標＞

○　平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン［令和12年度まで］）
○　海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減［2050年まで］

＜事業の内容＞

1．食品ロス削減総合対策事業　　**123（70）百万円**

①　食品ロス削減等推進事業

（調査・実証等）

ア　食品事業者における**商慣習の見直し**に向けた**検討・調査**を支援します。

イ　食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を**寄附金付きで販売**し、**利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用**する仕組みの構築を支援します。

ウ　フードバンク活動における**マッチングシステムの実証・構築**を支援します。

エ　食品製造業における**多様なロス発生要因の把握・分析**と**業務実態に応じた削減対策**のための取組を支援します。

オ　食品ロス削減を含め、**持続可能な食品産業の発展に向けた環境対策等に取り組む優良者の表彰**を支援します。

（フードバンク活動の支援）

・　設立初期のフードバンク活動団体の**人材育成**の取組や**生鮮食品の取扱量の拡大**に向けた取組等に対して、研修会開催、倉庫の賃借料等を支援します。

・　広域的な連携等の**先進的な取組**の倉庫の賃借料や活動費等を支援します。

②　食品ロス削減等調査委託事業

食品ロスの実態把握のため**食品関連事業者のデータベースの整備**を実施します。

2．プラスチック資源循環の推進　　**39（27）百万円**

環境配慮設計による減量化と代替素材への置き換えに向けた取組、使用済みPETボトルの新たなリサイクルモデルの構築、生分解性漁具の開発、農畜産業における廃プラスチック対策の推進、肥料のプラスチック被膜殻の効果的な流出防止対策等の調査・検証を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 委託、補助（定額） → 民間団体等（１①ア～オ、１②、２の事業）

国 → 補助（定額） → 都道府県 → 定額、1/2以内 → 民間団体等（１①フードバンク活動の支援）

＜事業イメージ＞

フードバンク活動の支援

食品関連事業者

メーカー・
卸・小売 等

フードバンク

子ども食堂等

生活困窮者
子ども食堂
福祉施設 等

・**設立初期のフードバンクに対する人材育成支援、生鮮食品の取扱拡大支援**
・**先進的な取組に対する活動費**
（広域的な連携、プラットフォーム構築、マッチング活動、行政・農業者との連携　等）

プラスチック

食品産業

環境配慮設計による減量化と代替素材への置き換え

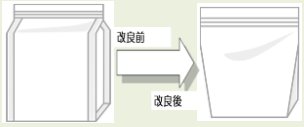

漁業

生分解性プラスチック製漁具の開発

生分解性プラスチック製の養殖用資材の試作品

実証試験

農業

農畜産業における廃プラスチックの排出抑制・流出防止

ハウスフィルム

サイレージラップ

被覆肥料

［お問い合わせ先］
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち

訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和４年度予算概算決定額　80（－）百万円】

＜対策のポイント＞

日本の食・食文化の魅力で**インバウンドの回復・増大**を図り、これを**農林水産物・食品の輸出につなげる好循環**の構築に向けた取組を支援するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている**日本の食・食文化**について、**より高付加価値な情報の整理・発信等**に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

○　インバウンド需要の増大　（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円［2030年まで］）

○　農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

1．食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域（SAVOR JAPAN）を中心に、訪日外国人のニーズに対応した**食体験コンテンツの造成・磨き上げを支援するとともに、DXの活用等による効果的かつ一元的な情報発信を支援**します。

2．日本の食文化の多角的な価値の整理・情報発信

食文化の多角的な価値※の情報を、**体系的に整理・調査**し、国内外に**わかりやすく情報発信**します。

（※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等）

3．食文化コンテンツ関連の人材育成

国内外に向けて**食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成**を行います。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

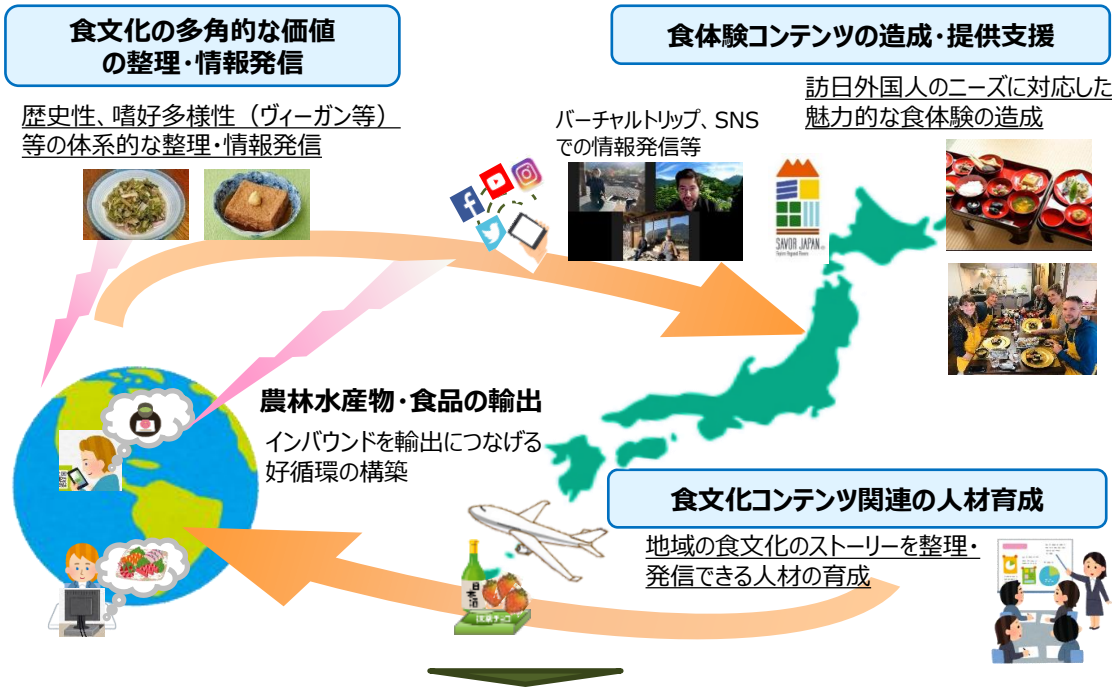

訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
農林水産物・食品の輸出額（２兆円（2025年まで）、５兆円（2030年まで））

［お問い合わせ先］大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室（03-6744-2012）

みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち

国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

【令和４年度予算概算決定額　837（－）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う**流通、加工、小売等の事業者と連携**して行う、**国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起**の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1．国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、**事業者への啓発や取組事例集作成**等の取組を支援します。

2．国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の加工需要を拡げるため、**有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例を紹介する講習会の開催等**を支援します。

3．実需者等理解増進活動支援事業

事業者からの情報発信を通じ有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、**有機農業や**有機食品、**表示制度等の研修**等を行う取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

・農産物の取引が特定の生産者と消費者の間だけで完結していると、新たな消費の開拓に繋がりにくい。
・有機農業に関わる多様な産業の成長に繋がりにくい。

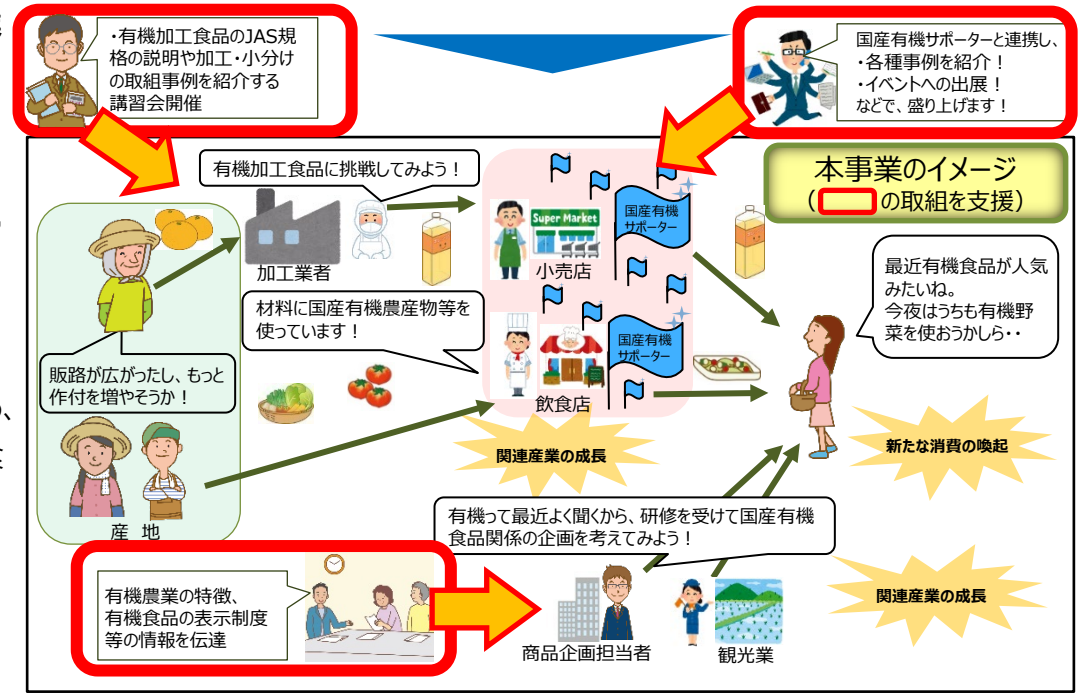

・国産有機農産物等を扱う事業者の取組喚起と理解増進
・消費者需要や加工需要の増大

［お問い合わせ先］農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

農山漁村振興交付金

【令和４年度予算概算決定額　9,752（9,805）百万円】

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から農業者等を含む地域住民の**就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上や雇用の増大に結びつける取組**を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

＜政策目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人［令和７年度まで］）　等

＜事業の全体像＞

コミュニティでの合意形成段階から実行段階までそれぞれの発展段階に応じた対策を実施

スタートアップ ＋ 取組の具体化・実行

① 地域活性化対策　ソフト

地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持等の取組を支援。

地域住民による計画づくり

具体的なエリア（中山間地域など）

② 中山間地農業推進対策　ソフト

中山間地域での収益力向上に向けた取組や農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）形成を支援。

農村ＲＭＯによる農用地保全

③ 山村活性化対策　ソフト

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援。

山菜を利用した商品開発

具体的なツール（ヒト・コト・モノ）

④ 農山漁村発イノベーション対策　ソフト　ハード

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援。

地域資源を活用した新事業

⑤ 農泊推進対策　ソフト　ハード

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援。

農家民宿

⑥ 農福連携対策　ソフト　ハード

農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援。

人材育成研修

⑦ 最適土地利用対策　ソフト　ハード

農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援。

農地の粗放的利用

⑧ 情報通信環境整備対策　ハード

インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援。

通信施設

農山漁村地域

情報発信　交流　就農移住

都市部

都市農業の持つ多様な機能

⑨ 都市農業機能発揮対策　ソフト

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援。

都市農地貸借による担い手づくりへの支援

コミュニティの維持
農山漁村の活性化・自立化

※下線部は拡充内容

［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち

農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和４年度予算概算決定額　9,752（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する**中央・都道府県サポートセンターの取組**や、**地域の課題と都市部の起業家をマッチング**し地域資源の付加価値を生み出す取組、**施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣**等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．農山漁村発イノベーション中央サポート事業

① 中央サポートセンターにおいて、**都道府県サポートセンターと連携**し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る**高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組**等を支援します。

② 農山漁村で**新事業を興す起業家と農山漁村のマッチング**の取組等を支援します。

③ 施設給食において、**地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣**の取組等を支援します。

【事業期間：１年間、　交付率：定額】

2．農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、**農山漁村発イノベーションに取り組む事業者**の経営改善等の**多様な課題に対しての伴走支援**や**農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成**等の取組等を支援します。

【事業期間：１年間、　交付率：定額】

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

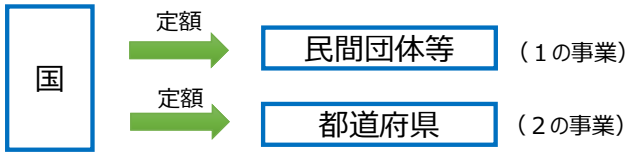

＜事業イメージ＞

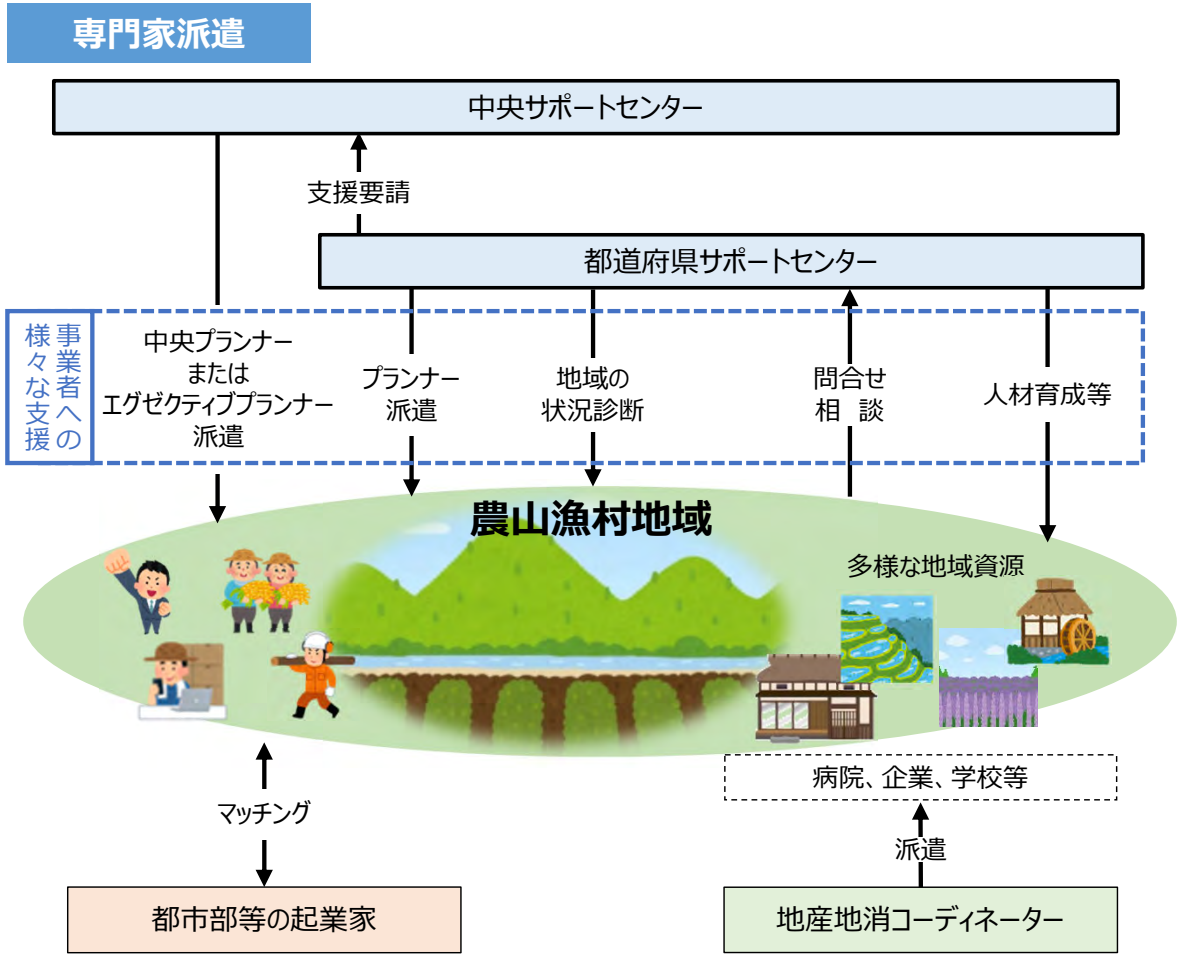

［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金のうち

農泊推進対策

【令和４年度予算概算決定額　9,752（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築**、**観光コンテンツの磨き上げ**、**多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上**、**滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

＜事業目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．農泊推進事業

① 農泊の**推進体制構築**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援**します。
【事業期間：２年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援**します。
【事業期間：上限２年間、交付率：1/2等】

2．施設整備事業

① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援**します。
【事業期間：２年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限１億円）

② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修を支援**します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
【事業期間：１年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3．広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援**します。【事業期間：１年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞

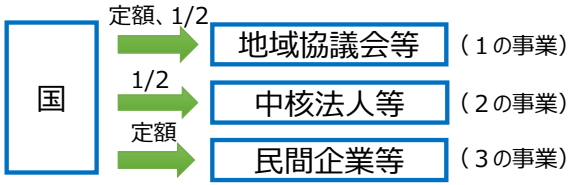

＜事業イメージ＞

地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

古民家を活用した滞在施設

課題に応じた専門家の派遣・指導

［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

87　水産バリューチェーン事業

【令和４年度予算概算決定額　591（601）百万円】
（令和３年度補正予算額（特定水産物供給平準化事業）　2,000百万円）

＜対策のポイント＞

競争力のある加工・流通構造の確立や水産物の消費拡大のため、**生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築**を支援するとともに、**加工原料の安定供給を図る取組**や「新しい生活様式」の下での**消費者ニーズに対応した水産物の消費を拡大する取組**等を支援します。

＜事業目標＞

魚介類（食用）の年間消費量（46.4kg/人［令和９年度まで］）

＜事業の内容＞

1．バリューチェーン連携推進事業

マーケットインの発想に基づく**「売れるものづくり」**を促進するため、**生産・加工・流通・販売の関係者が連携**し、**先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化**等によるバリューチェーン構築の取組等を支援します。

2．流通促進・消費等拡大対策事業

① 加工・流通業者等が、漁獲量が減少している**加工原料を新たな魚種に転換**する取組や**連携して販路開拓等の様々な課題に対処**する取組等を支援します。
② 水産加工業者等への**原材料供給における平準化の取組**を支援します。
③ 学校給食関係者等向けの講習会等の**魚食普及活動**や「新しい生活様式」の下で、新商品の開発や消費者の需要を喚起する情報発信等の**水産物消費を拡大する取組**を支援します。

3．産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

水産加工業者団体等が行う**中核的人材育成に必要な専門家の派遣**、個々の加工業者だけでは解決困難な課題解消のため**関係機関や異業種と連携した取組**等を支援します。

＜事業の流れ＞

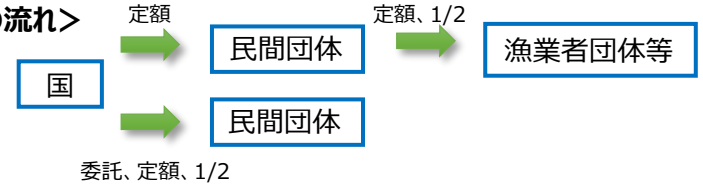

＜事業イメージ＞

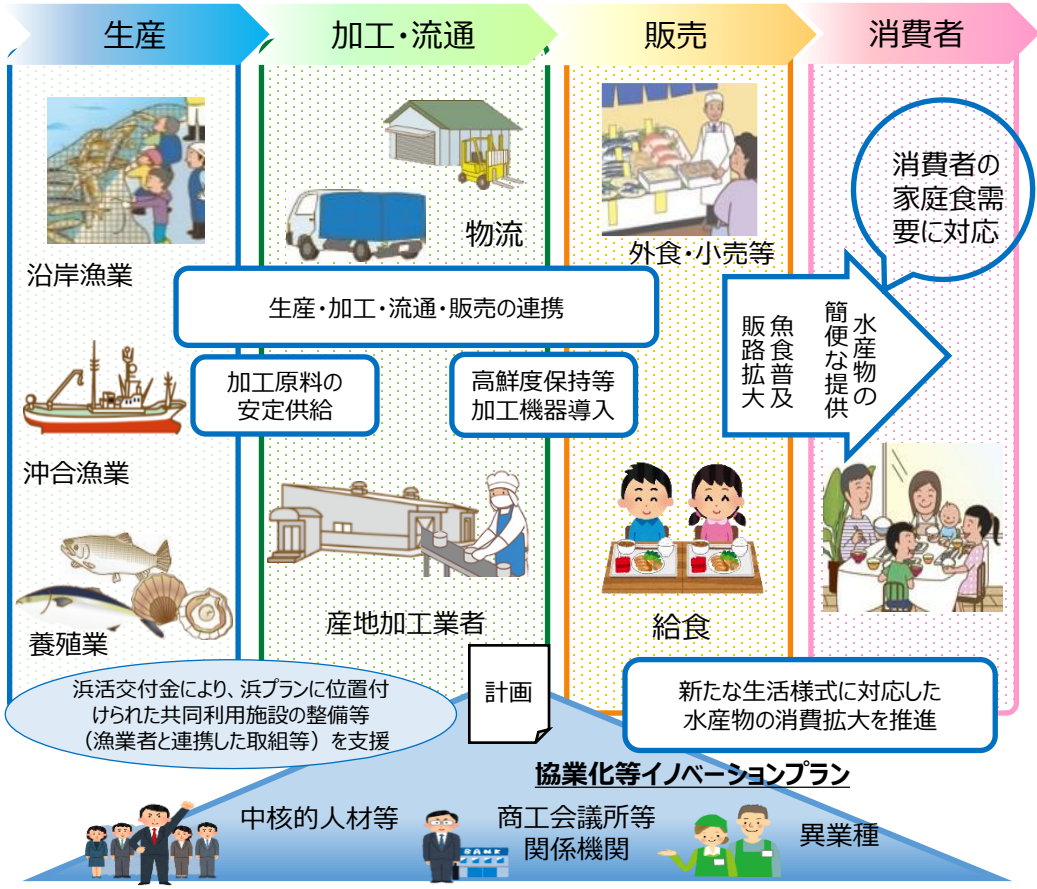

［お問い合わせ先］水産庁加工流通課（03-3502-8203）

ヘルスケアサービス社会実装事業

令和4年度予算案額 7.5億円（7.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- コロナ禍において、人々に予防・健康づくりの価値が再認識される中、ウィズ／ポストコロナに向け、社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備が重要です。
- 具体的には、

① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のさらなる普及拡大とともに、より効果的な取組の評価・分析や情報開示等を推進し、社会全体で「健康」に投資することの価値を可視化します。

② 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため、サービス提供主体の自主的な質の向上を促すとともに、ヘルスケアサービスの社会的・経済的効果を確立するための実証等を行います。

同時に、個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みであるPHR（Personal Health Record）を適切に利活用したサービスが創出され、人々に広く活用されるための環境整備に取り組みます。

成果目標

- 令和４年度までの３年間の事業であり、健康・医療戦略で設定されるKPIの達成を目指します。
- 令和４年度までの３年間の実証を実施後、その成果を踏まえて、健康経営優良法人制度等、疾病予防や介護予防の促進等に関連した施策への反映を検討します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

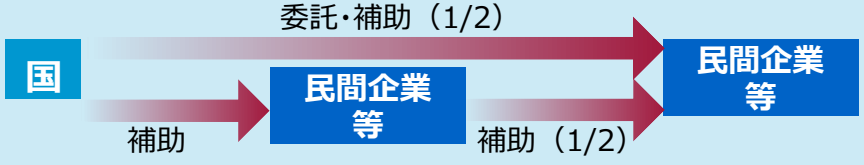

事業イメージ

①予防・健康づくりへの関心向上と健康への投資促進

- ➢ 上場企業の健康経営の取組強化に取り組みます。
  - ・健康経営の取組に関する評価結果の開示等と、社会から評価される仕組みの構築
  - ・国際的な展開を見据えた、健康経営の共通の評価指標の創出
- ➢ 中小企業への健康経営の拡大に取り組みます。
  - ・健康経営による企業の生産性向上の効果の検証
  - ・健康経営のメリットの可視化を通じた労働者等のステークホルダーからの評価向上
  - ・サプライチェーン等、健康経営のスコープの拡大

②新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上

- ➢ 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため以下に取り組みます。
  - ・ヘルスケアスタートアップ企業への支援（InnoHub、JHeC等）
  - ・地域におけるヘルスケアビジネスの創出のための実証の支援
  - ・認知症共生社会の実現に向けて、認知症の方・ご家族の方のQOL向上やインフォーマルケアコスト削減等の社会的・経済的効果に関する事業者等による実証の支援
  - ・ヘルスケアサービスの質を担保するための業界自主ガイドラインの策定の支援
- ➢ PHRを利活用したサービス普及のために以下に取り組みます。
  - ・今後の国内PHRサービスの発展に向けた調査・検討
  - ・より高いサービス水準を目指すためのガイドラインの策定の支援
  - ・PHRを効率的にサービス移行できるようなデータポータビリティ確保に向けた調査

等

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費

【令和４年度予算額 127百万円（127百万円）】

環境省

食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

① 2030年までに2000年度比で食品ロスを半減するとの目標に向けて地方公共団体における対策や計画策定等を支援すると共に、地域資源循環を通じた環境負荷低減のため、食品廃棄ゼロエリアの創出を図る。
② 食品関連事業者等とも連携しmottECO等の食品ロス削減に向けた消費者の行動変容を促進するとともに、食品ロス削減や孤独孤立対策に資するフードドライブを地方公共団体等と連携して推進、横展開を行う。
③ 食品リサイクル法の見直し（R1.7月）を踏まえ、特に外食分野等での食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1．地域力を活かした食品ロス・廃棄物の削減の推進
○食品ロス削減推進計画策定支援及び先進的な食品ロス削減の取組の普及展開
○食品ロス削減対策マニュアルの改訂等
○食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

2．食品ロス半減に向けた行動変容の促進
○mottECO導入モデル事業
○食品ロスポータルサイトの拡充
○食品ロス削減のためのフードドライブ実施支援及び普及展開

3．食品リサイクル法に基づく安全・安心な３R推進事業
○効率的な食品リサイクルに係るモデル事業
○食品リサイクル法に基づく、登録再生利用事業者及び再生利用事業計画認定の促進に関する検討
○ 地方公共団体支援のための食品リサイクル等推進セミナーの開催
○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者・団体
■実施期間　平成19年度～

4. 事業イメージ

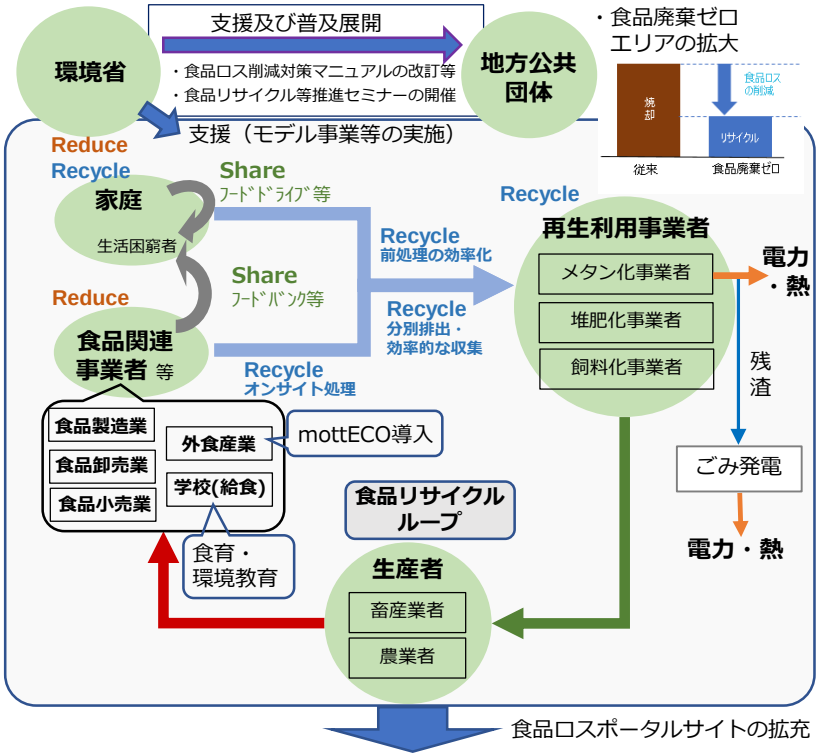

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室　電話：03-5501-3153